

【令和6年度現況届に関するよくある質問】

Q 今年の4月に新規で入所・転所しました。書類の提出は必要ですか。

A 復職証明書を4月以降に提出した場合は、その方の就労証明書は省略可能です。その他の書類についても、4月以降に提出した場合は、同じ方の同じ書類のみ省略可能です。なお、父母の要件書類を省略できる場合も、「子どものための教育・保育給付に係る認定現況届」の提出は必要です。

Q 昨年度提出した要件書類から何も変更はありませんが、再提出は必要ですか。

A 要件等に変更がない場合であっても、今年度に要件書類をご提出いただけていない場合は、提出が必要です。

Q 児童手当の現況届は令和4年度から原則提出不要になりましたが、保育所では必要ですか。

A 保育所の現況届は、毎年提出が必要です。

Q 現在育休中ですが、その場合でも就労証明書の提出は必要ですか。

A 4月以降に就労証明書を提出していない場合は、提出が必要です。

Q 就労以外の要件で入所している場合も、要件書類の提出が必要ですか。

A 傷病・就学等、就労以外の要件で入所中の方についても、今年度要件書類をご提出いただけていない場合は、診断書・在学証明書等の提出が必要です。なお、求職活動中の方については、求職活動誓約書を再提出していただけても、求職期間を延長することはできませんので、ご注意ください。

Q その他、書類を省略できるケースはありますか。

A 転所希望等で認可保育園への年度途中申込を行っており、令和6年4月以降に要件書類を提出している場合も省略可能です。8月～10月に認可保育園への申込を予定している場合は、現況届と申込みのうち、先に提出する方に原本を添付し、後に提出する方にコピーを添付してください。

Q 兄弟で別々の園に通っている場合、それぞれの園に提出する必要がありますか。

A 2人の児童名を書類に記載し、下の子が通っている保育園に1部提出してください。なお、上の子の園への提出は不要ですが、下の子の園に提出した旨を一言園の方にお伝えください。また、兄弟が同園に通っている場合は、1部のみご提出ください。

Q 保育必要量(標準・短時間)を8月1日から変更したいのですが、現況届で変更できますか。

A 現況届とは別に、7月10日までに、状況変更届を保育支援課に直接ご持参ください。難しい場合は、8月から認定変更を希望する旨を園の方にお伝えいただいた上で、保育所に早めにご提出ください。

裏面もあります。

Q 就労証明書以外の要件書類はどこでもらえますか。

A 入所中の園又は保育支援課の窓口でお渡しします。また、保育支援課のホームページからダウンロードすることも可能です。

Q 令和5年度の現況届では、課税証明書を用意し提出しました。今回も提出する必要がありますか。

A 今年度の現況届では、既に税申告をしていれば、マイナンバーによる情報連携で確認しますので課税証明書の提出は必要ありません。マイナンバーによる情報連携で確認できない場合は、別途保育支援課より連絡させていただく場合があります。なお、現況届以外の認可保育所（園）の転所申込や下の子の入所申込の際は、これまでと変わらず提出が必要となりますので、ご注意ください。

Q 父母のうち一方は働いていないため、収入があるのは片方のみです。収入がない方の税申告も必要ですか。

A 収入がない方が配偶者控除（配偶者特別控除は除く。）の対象となっていない場合は、税申告をする必要があります。

Q 最近3か月以内に税務署で確定申告を行いました。別途保育支援課への提出物がありますか。

A 税務署から府中市に税情報が共有されるまで2～3か月の期間を要するため、確定申告書（控え）を市役所おもや2階の市民税課へ提出し、保育料算定の手続上必要であることをお伝えいただいた上で、市民税申告を行ってください。申告後、窓口で「市民税申告受付書」を渡されますので、そちらを持っておもや3階の保育支援課までお越しください。

Q 令和6年1月1日現在、海外で就労等のため日本に住民票がなく、税証明が提出できません。どのような手続きが必要ですか。

A 「年間収入申告書」をご自身で記入し、提出してください。なお、可能であれば、勤務先から発行を受けた令和5年（1月～12月末）の収入の証明（源泉徴収票等）を、添付資料としてご提出ください。

Q オンラインで提出した場合、保育所（園）にも紙での提出が必要ですか。

A オンラインで提出いただければ、保育所（園）には紙での提出は不要ですが、必ずオンラインで提出した旨を保育所（園）にお知らせください。

Q 退園する予定ですが、現況届の提出は必要ですか。

A 退園される方は、「保育所等退所届」のご提出が必要です。退所月の10日までに、保育支援課又は保育所までご提出ください。退所届を提出済みで、8月末までにご退園される方については、現況届の提出は不要です。なお、退所予定であっても時期が未定の方については、現況届のご提出が必要です。